

申告相談が始まります

2月15日(月)～3月15日(火)

鏡野町では、平成28年2月15日(月)から3月15日(火)まで、住民税・国民健康保険税及び所得税の申告相談を行います。

この申告は、平成28年度の町民税・国民健康保険税の賦課資料となるほか、介護保険料・後期高齢者医療保険料・保育料の算定や福祉・医療などの各種サービス利用時の基礎資料になります。

申告が必要となる方は、日程や必要書類などを確認の上、申告期間内に申告を済ませてください。

申告が必要な方

平成28年1月1日現在、鏡野町に住所を有し、次のいずれかに該当する方

- 事業所得(営業・農業)、不動産所得、配当所得、雑所得(個人年金など)、一時所得(保険の満期や解約)などがあった

た方、土地や建物を譲渡した方 など。

●給与所得があった方で、次に該当する方

- ・給与所得以外の所得がある方
- ・2か所以上から給与を受ける方
- ・日雇い・アルバイト等で、勤務先で年末調整を受けていない方

●医療費控除・雑損控除・社会保険料控除・扶養控除などの各種所得控除を受ける方

●国民健康保険に加入している方(毎年所得の申告が必要で、所得のない方や、収入が遺族年金・障害年金だけの方についても「所得がない」旨の申告が必要です。申告のない場合には、軽減措置が受けられません。)

申告手続に必要なもの

- 印鑑
- 各所得の計算に必要な書類

・給与所得・年金所得のある方
：給与・公的年金等の源泉徴収票

・事業所得(営業・農業)・不動産所得等のある方：帳簿書類等

・譲渡(土地・山林等)所得のある方：契約書や販売金額明細書等

・その他(一時所得・雑所得等)のある方：それぞれの収入の支払調書等

●各種所得控除を受ける際に必要な支払証明書や領収書

- ・医療費控除：医療費の領収書及び保険等で補てんされた金額の明細書
- ・生命保険・損害保険料控除：支払った保険料の証明書や領収書
- ・寄付金控除：領収書・証明書
- ・障害者控除：障害者手帳、療育手帳など

●農業所得がある方は収支計算書が必要です

農作物(米・野菜など)を作付して出荷した方、自家用に作付している方は、申告が必要です。次の書類を持参してください。中山間地域等直接支払交付金・経営所得安定対策支払交付金も対象です。

- ・農業所得用収支内訳書
- ・領収書(事前に収支内訳書の項目ごとに整理してください)
- ・肉用牛を売却した人は、肉用牛の販売証明書
- ・農機具などの販売証明書

申告相談には

申告相談当日は混雑が予想されますので、農業の収支、医療費の計算など、あらかじめ準備をお願いします。

お問い合わせ先

鏡野町住民税務課 税務係
電話(08000)504-20805